

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等が必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。
- (2) 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- (3) 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。
- (4) 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援をいう。
- (5) 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、県内に所在する障害福祉サービス事業所等（政令指定都市及び中核市の区域内を除く。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するためのかかり増し経費等を補助の対象とし、当該経費から寄付金その他の収入を控除した額に対して交付するものとする。なお、障害福祉報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは補助金の対象としない。

また、この補助金は、第1条の目的を達成するために、既に完了した事業であっても補助金の対象とすることができる。補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は、別表のとおり。

(1) 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、

- ① 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設

設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）

- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等
- ④ ①から③以外の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費（※1）について支援を行う。

（例）

- ※1 ○ 障害福祉サービス事業所・障害福祉施設等のサービス継続に必要な費用
 - ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉報酬上では評価されない費用
 - オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等
 - 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
 - カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等
 - キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く）
 - 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
 - ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等
 - ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
 - 訪問サービス実施に係る費用（訪問系サービスを除く）
 - コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
 - サ 訪問障害福祉事業所に所属する訪問障害福祉員による同行指導への謝金
 - シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等
 - ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
 - セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- (2) 障害福祉サービス事業所等との連携支援事業
- 令和2年1月15日以降に、

① (1)の①又は②の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

の利用者の必要な障害福祉サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費（※2）について支援を行う。

(例)

※2

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
 - ア 追加に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉報酬上では評価されない費用
- 職員の応援派遣に係る費用
 - ウ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、事業所・施設ごとに、基準単価（別表）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

- 2 1事業所・施設当たり一回まで補助する。
- 3 1事業所・施設ごとに前条(1)障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び同条(2)障害福祉サービス事業所等との連携支援事業の両方の補助をすることができる。
- 4 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、県及び厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(申請手続き等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 第1号様式 付表 役員等氏名一覧表
- (2) 第1号様式別紙(1) 総括表
- (3) 第1号様式別紙(2) 事業所・施設別申請額一覧
- (4) 第1号様式別紙(3) 事業所・施設別個表

(5) 第1号様式別紙(4) 口座振込依頼書
(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して、30日を経過した日(交付要綱第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 第3号様式別紙(1) 実施状況調

(2) 請求書、領収書等の写し

(3) その他参考となる資料

2 第1項の規定にかかわらず、既に完了した事業について補助金の交付を受けた者は、交付決定後速やかに同項の規定により実績報告を行わなければならない。

(その他)

第7条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

助成限度額一覧

| 事業名 | | サービス継続支援 | | 連携支援 | |
|------------|----|-----------------------|-----------|-----------|---------|
| 事業者向け案内 | | A | B | C | |
| 実施要綱及び事務連絡 | | (1) ①②③ | (1) ④ | (2) ①② | |
| 通所系 | 1 | 療養介護 | 1,978,000 | 1,978,000 | 989,000 |
| | 2 | 生活介護 | 631,000 | 631,000 | 316,000 |
| | 3 | 自立訓練（機能訓練） | 288,000 | 288,000 | 144,000 |
| | 4 | 自立訓練（生活訓練） | 228,000 | 228,000 | 114,000 |
| | 5 | 就労移行支援 | 221,000 | 221,000 | 110,000 |
| | 6 | 就労継続A | 279,000 | 279,000 | 140,000 |
| | 7 | 就労継続B | 294,000 | 294,000 | 147,000 |
| | 8 | 就労定着支援 | 44,000 | 35,000 | 17,000 |
| | 9 | 自立生活援助 | 23,000 | 19,000 | 9,000 |
| | 10 | 児童発達支援 | 271,000 | 271,000 | 136,000 |
| | 11 | 医療型児童発達支援 | 172,000 | 172,000 | 86,000 |
| | 12 | 放課後等デイサービス | 257,000 | 257,000 | 128,000 |
| 短期入所 | 13 | 短期入所 | 146,000 | 146,000 | 73,000 |
| 入所・居住系 | 14 | 施設入所支援 | 1,013,000 | 1,013,000 | 506,000 |
| | 15 | 共同生活援助 （介護サービス包括型） | 335,000 | 335,000 | 167,000 |
| | 16 | 共同生活援助 （日中サービス支援型） | 299,000 | 259,000 | 129,000 |
| | 17 | 共同生活援助 （外部サービス利用型） | 150,000 | 150,000 | 75,000 |
| | 18 | 福祉型障害児入所施設 | 985,000 | 985,000 | 493,000 |
| | 19 | 医療型障害児入所施設 | 529,000 | 529,000 | 264,000 |
| 訪問系 | 20 | 居宅介護 | 107,000 | | 41,000 |
| | 21 | 重度訪問介護 | 175,000 | | 67,000 |
| | 22 | 同行援護 | 60,000 | | 23,000 |
| | 23 | 行動援護 | 106,000 | | 41,000 |
| | 24 | 居宅訪問型児童発達支援 | 33,000 | | 11,000 |
| | 25 | 保育所等訪問支援 | 35,000 | | 13,000 |
| 相談系 | 26 | 計画相談支援 | 50,000 | | 25,000 |
| | 27 | 地域移行支援 | 36,000 | | 18,000 |
| | 28 | 地域定着支援 | 38,000 | | 19,000 |
| | 29 | 障害児相談支援 | 37,000 | | 18,000 |

※「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比較して少ない方の額を補助額とします。
 なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。